

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 13 日

佐賀県知事 殿

提出者

住 所 佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1869番地

氏 名 佐賀西部広域水道企業団

企業長 稲富 正人

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

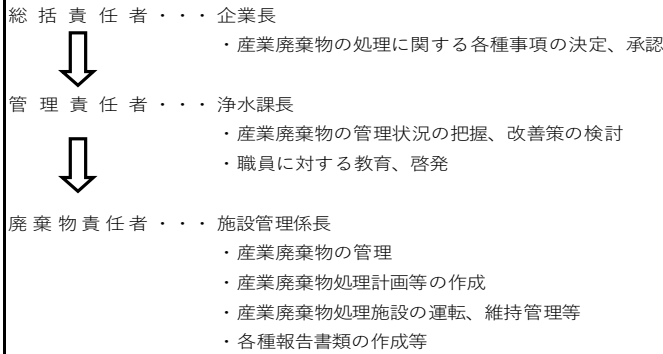
電話番号 0952-68-3181

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐賀西部広域水道企業団 嘉瀬川浄水場
事業場の所在地	佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1869番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	36 水道業
② 事業の規模	用水供給水量 12,992,160m ³ /年
③ 従業員数	24人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ■汚泥 ・天日乾燥床への張込汚泥濃度が高くなるよう運用方法の変更を行い、排出量の抑制を行った。 ・凝集剤(PAC)注入率の低減化及び活性炭注入率の最適化を行い、排出量の抑制を行った。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ■汚泥 ・原水水質の変化に伴う薬品注入率の増減が排出量に大きく影響するので、今後も引き続き薬品注入率の低減化、最適化に努める。 ・日本水道協会発行の協会雑誌、協会新聞等で関連情報の収集を行う。 ・他水道事業者との情報交換等を行う。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯） ・特になし。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ■汚泥 ・特になし。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯） ・種類毎に保管場所を確保し、分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ■汚泥 ・脱水した汚泥の破砕、pH調整等を行う汚泥ヤードを新設し、有効利用できるようにした。 ・譲渡先の新規開拓及び確保を行った。 ・ホームページに掲載し、有効利用の推進を図っている。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ■汚泥 ・今後も引き続き、譲渡先の新規開拓及び確保並びにホームページへの掲載等により、有効利用の推進を図る。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯） ・特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ■汚泥 ・脱水効率をさらに良くする方法等の情報収集に努める。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯） ・特になし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ■汚泥 ・自ら中間処理した後の残さ全量を処理委託していたが、汚泥ヤードを新設し脱水した汚泥の破碎、pH調整等を行うことにより、有効利用できるようにし、処理委託量を削減した。 ・産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可業者と書面による契約を行っている。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず ・産業廃棄物収集運搬業、処分業の許可業者と書面による契約を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ■汚泥 ・今後も引き続き、譲渡先の新規開拓及び確保並びにホームページへの掲載等により、有効利用の推進を図り、処理委託量の増加を抑える。 ■ガラスくず、廃プラスチック類、金属くず、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯） ・特になし。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項(第1面関係別紙)

④産業廃棄物の一連の処理の工程

